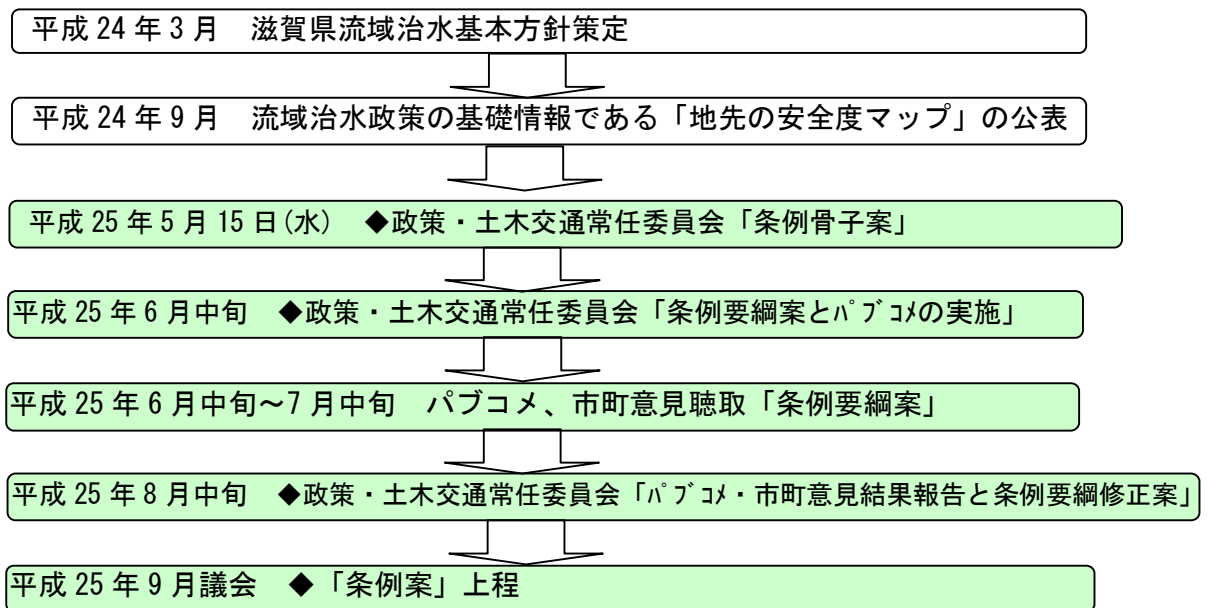


1. 条例制定の背景

- 本県における治水政策については、これまで洪水を安全に流下させるための河川やダムなどの施設整備を進めてきたが、長年大きな水害を経験していないことによる水害意識の低下や昨今の異常気象による整備水準を超える洪水の多発など浸水被害の危険性が高まりつつあり、水害から県民の生命・財産を守る仕組みづくりが喫緊の課題である。
- このような状況を踏まえ、いかなる洪水にあっても人命が失われないことを最優先に、生活再建が困難となる被害を避けることを目的に、従来の河川整備などの「川の中の対策（ながす）」に加えて、流域における雨水貯留対策（ためる）、はん濫原減災対策（とどめる）、地域防災力向上対策（そなえる）などの「川の外の対策」を総合的に講じていくべき基本的な方針を「滋賀県流域治水基本方針 ―水害から命を守る総合的な治水を目指して―」として昨年3月に策定した。
- 今回、基本方針の実効性を確保するために「滋賀県流域治水の推進に関する条例」を制定し、流域治水を総合的に推進し、浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現を目指すものとする。

2. 条例制定までの流れ



3. 概要

(1) 目的

浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資することを目的とする。

(2) 内容

項目	内容	基本方針での位置づけ
総則	基本理念、県・県民・事業者の責務	
想定浸水深の設定等	○想定浸水深の設定・変更のための基礎調査 ○おおむね5年ごとの設定・公表	地先の安全度の調査・公表
河川における氾濫防止対策	○河川の整備と維持管理	「ながす」対策 河道掘削、堤防整備等
集水地域における雨水貯留浸透対策	○森林および農地の適正な保全による雨水貯留浸透機能の発揮 ○公園、運動場、建物、工作物の雨水貯留浸透機能の確保	「ためる」対策 調整池、グラウンド、森林、水田、ため池
氾濫原における建築物の建築の制限等	○浸水危険区域の指定および建築制限 (建築基準法第39条に基づく災害危険区域を活用した建築規制) ○床上浸水が想定される区域は原則として新たに市街化区域に編入しない ○盛土構造物の設置協議	「とどめる」対策 地先の安全度を利用した建築物の耐水化・土地利用規制や輪中堤、二線堤、水害防備林
浸水に備えるための対策	○避難に必要な情報伝達体制の整備等 ○市町への必要な支援 ○宅地建物の売買等における情報提供 ○調査研究の推進等 ○教育、訓練等 ○水害に強い地域づくり協議会	「そなえる」対策 水害履歴調査・公表、防災教育、防災情報の発信
雑則	○財政上の措置 ○出水による災害危険区域の指定に関する条例を定めた市町は、本条例による建築規制を適用除外	
罰則	建築規制の違反行為に伴う罰則および過料	